

## 報告第1号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

#### 1 建設工事委託に関する変更協定の締結について

〔町道別所中線道路改良工事に伴う山陰本線八橋・赤碓別所第3踏切道拡幅工事委託〕

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

建設工事委託に関する変更協定の締結について

〔町道別所中線道路改良工事に伴う山陰本線八橋・赤碕別所第3踏切道拡幅工事委託〕

平成31年 2 月 1 8 日

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成29年12月15日付で議決を得た町道別所中線道路改良工事に伴う山陰本線八橋・赤碕別所第3踏切道拡幅工事委託の協定について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」第2条の規定に基づき、次のとおり協定の変更を行ったので報告します。

○当初契約

協 定 名：町道別所中線道路改良工事に伴う  
山陰本線八橋・赤碕別所第3踏切道拡幅工事委託  
工 事 場 所：琴浦町大字別所  
工事完成期限：平成31年3月29日  
請 負 金 額：84,320,000円  
契 約 の 方 法：随意契約  
契 約 者：【住所】鳥取県米子市弥生町2番地  
【氏名】西日本旅客鉄道株式会社  
執行役員米子支社長 梅 谷 泰 郎

変更後	変更前
協定金額 <u>一金 87,000,000円</u>	協定金額 <u>一金 84,320,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

【変更理由】

踏切内の障害物を感知する3D式障害物検知装置において、既設位置では感知範囲に死角が発生することが判明したことから装置の移設が必要となり、関連する支柱やケーブルの新設・撤去のほか、装置の設定・調整による増工を行ったことから、協定金額を増額し、変更協定を締結したものの。